

平成18年4月から、 容器包装プラスチックの 分別収集を始めます



このマークを目印に
分別をお願いします

平成18年4月1日から、循環型社会の形成と燃やすごみの減量化を図るために、現在燃やすごみとして収集しているプラスチック類のうち容器包装リサイクル法に該当するプラスチックの分別収集を開始します。

●地区名と収集日（町指定容器包装プラスチック専用袋で出す）

	A地区の収集日	B地区の収集日	C地区の収集日	収集場所
地区名	新宿・東分 西分・土元 門前・花祭 上惣・宿 高砂	白木・岩屋 上区・石原 観音下・平山 浪花町・仲町 新町・日の出 鹿ノ口・岳	上分・下分 祖子分・野口 下惣・馬場 江口・正徳区 大西・東北 南郷・八南 八中・八	◆各地区の 資源物回収場所 ◆出す時間 収集日の 10時まで (必ず時間を守る)
分別種類				
容器包装 プラスチック	毎月第1・第3土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	資源物回収場所

容器包装プラスチックってなに？

商品の容器や包装に使用されていたもので、商品（中身）が消費されたり分離された場合に不用になるプラスチックのことです。但し、商品そのもののプラスチック類は対象外です。

どんなものが出せるの？

★ポリ袋・ラップ・ビニール袋類

- お菓子、冷凍食品、野菜、ペットフード、衣類、文房具などのポリ袋
- スーパーのレジ袋
- ティッシュ（5個組）、タバコ、お菓子（箱入）などの外装フィルムなど

★カップ、ボトル類

- カップ麺などの容器
- プリン、ゼリー、ヨーグルトなどの容器
- 食用油、ソース、ドレッシングなどの容器
- 洗剤、シャンプー、消臭剤、芳香剤などの容器
- ※ペットボトルは今までどおりです。

★トレイ（柄）・パック類

- 卵のパック
- 色柄トレイ
- マーガリンなどの容器
- コンビニ弁当や惣菜などの容器
- 豆腐、納豆、味噌汁などの容器
- レトルト食品の容器やパックなど
- ※白色トレイは今までどおりです。

★チューブ類

- マヨネーズ、ケチャップ、ねりわさびなどのチューブ
- 歯磨き粉、化粧品などのチューブ

★ふた・緩衝材・フィルムケース類

- ペットボトルなどのふたや外装フィルム
- 電化商品や果物用の緩衝材（発泡スチロールなど）
- フィルムケースなど



リサイクルするからきれいに洗ってね。

出せないものはどんなもの？

★おもちゃ・文具・日用品などのプラスチック商品・製品

- おもちゃ、プラモデル、浮き輪、レジャーシート、定規、下敷き、ボールペン、くし、ブラシ、浴用いす、洗面器、歯ブラシ、ポリタンク、衣装ケース、まな板、ザル、バケツ、ストロー、食器類、食品保存容器、カセットテープ、ビデオテープ、CD、スポンジタワシ、ハンガー、ビニールホースなど

★容器包装プラスチックでも…

- ※中身の入っているもの、洗えないもの、洗っても汚れや臭いが取れないもの

燃えるごみへ